

平成28年度

滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト

「新規事業展開トライアル支援事業」

(企業提案型人材力育成確保事業)

### 第3次提案募集要綱

募集期間 平成28年9月12日（月）～平成28年10月14日（金）

提出および問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

産業・雇用創造推進センター

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜2-1（コラボしが21内2階）

TEL 077-511-1424 FAX 077-511-1418

## 1. 事業趣旨・目的

本事業は、地域の産業政策と一体となった地域の自主的な雇用創造の取組を支援し、労働者の職業の安定に資することを目的とする、国の「戦略産業雇用創造プロジェクト」に基づいて滋賀県が取り組む「滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト」として、公益財団法人滋賀県産業支援プラザが滋賀県からの委託を受けて実施するものです。

本事業は、「高度モノづくり・環境」分野と「食料品」分野の対象業種（以下「支援対象業種」という。）において、新規事業展開等に向けた試作開発や販路拡大に係る経費の一部を補助することにより、雇用の受け皿づくりと安定的かつ良質な雇用の創造を目的としています。

※ 支援対象業種は次のとおりとし、業種については日本標準産業分類中分類によるものとします。

### ①「高度モノづくり・環境」分野

指定主要業種：電気機械器具製造業（２９）、輸送用機械器具製造業（３１）

指定関連業種：繊維工業（１１）、化学工業（１６）、プラスチック製品製造業（１８）、窯業・土石製品製造業（２１）、金属製品製造業（２４）、はん用機械器具製造業（２５）、生産用機械器具製造業（２６）、業務用機械器具製造業（２７）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８）

### ②「食料品」分野

指定主要業種：食料品製造業（０９）、飲料・たばこ・飼料製造業（１０）

## 2. 対象事業

本事業の活用により支援対象業種において新規事業展開等に向けた試作開発や販路拡大に取り組むことで、新たな雇用の創出・拡大の可能性が高いと認められる事業を対象とします。

※ 具体的には、補助金を受け、支援対象業種において自社の事業拡大、新規事業の創造を図ることにより、本事業期間内に正規雇用者を創出することとなります。

なお、本事業については、国や県等から同種の他の補助金を受けていないこと、または受ける予定がない場合に補助するものとします。

## 3. 対象者

事業対象者は、次の条件をすべて満たした事業主とします。

- (1) 滋賀県内に事業所を有し「滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト」に参加する事業主
- (2) 支援対象業種の業を営む者
- (3) 以下の条件をすべて満たす者
  - ① 雇用保険適用事業所の事業主であること
  - ② 厚生労働省が実施している雇用関係助成金、および各省庁が実施している助成金等について、不正受給をしてから3年以内または、交付申請日後、交付決定までの間に不正受給をした事業主でないこと
  - ③ 労働保険料を滞納している事業主でないこと（事業計画の認定申請を行う年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）
  - ④ 事業計画の認定申請を行う日の前日から過去1年間に労働関係法令に違反していない事業主であること
  - ⑤ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと
  - ⑥ 滋賀県税の全税目について滞納がないこと
  - ⑦ 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県による実地検査の受け入れに協力する事業主であること（審査に必要な見積書・発注書・請求書等の書類の整備保管、健保等級証明書等の必要な書類の提出）
  - ⑧ 交付申請日、または交付決定日の時点で倒産していない事業主であること
- (4) 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者もしくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しない者
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
  - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  - ⑦ 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

#### 4. 対象経費

本事業の対象となる経費は、新規事業展開等のための試作開発や販路拡大に係る経

費とし、本事業以外の事業にかかわる経費と明確に区別できるものに限りま

(1) 対象となる経費は以下のものをいいます。

- ① 試作開発（新商品、新技術の商品化のための試作、改良、品質検査等にかかる原材料費、試験分析等委託費、専門家謝礼など）
- ② 販路拡大（県外や海外への営業旅費や宿泊費、専門家からのアドバイスを受ける経費、県外や海外の展示会へ出展する経費、バイヤー招聘に係る各種経費、PR動画やチラシ・ポスター作成費、販路戦略のための新デザイン考案経費、ホームページの作成・改良の経費、コンサルタント等による市場調査費など）

(2) この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とします。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

なお、補助対象経費は消費税を除いた金額とし、税込表示を税率8%で割り戻した金額とします。

## 5. 補助率・補助金額

(1) 補助率 補助対象経費の10/10以内

ただし、本事業を完了した日、または平成29年1月31日のいずれか早い日までに新たな人材を正規雇用すること。なお、補助期間内に事業主の都合により新たに正規雇用できなかった場合、補助率は1/2に減額されますのでご注意ください。

(2) 補助限度額

1事業所50万円以内（ただし、1社あたり1件までとします。）

## 6. 補助対象期間

本事業を開始した日から最長で平成29年1月31日までを対象とします。

ただし6か月を限度とします。

## 7. 補助金の支払い

補助金については、原則として、補助対象期間終了後に精算払いとします。

## 8. 応募方法

事業計画認定申請書（別添様式）に必要事項を記入し、添付書類を添えて持参または郵送により提出してください。

※ 提出先：公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 産業・雇用創造推進センター  
〒520-0806  
滋賀県大津市打出浜2-1（コラボしが21内2F）

TEL 077-511-1424

FAX 077-511-1418

E-Mail sksc@shigaplaza.or.jp

※ 受付期間：平成28年9月12日（月）～平成28年10月14日（金）

※ 事業計画認定申請書を持参する場合の受付時間は、平日の9時～12時、13時～17時とします。ただし、土、日、祝日は除きます。郵送される場合は、募集期間最終日の17時必着とします。

※ 事業計画認定申請書の様式は、ホームページからダウンロードできます。

<http://www.shigaplaza.or.jp>

## 9. 提出書類

次の提出書類一覧にある書類の原本1部、およびコピーを2部提出してください。

<提出書類一覧>

① 事業計画認定申請書（別添様式）（原本1部、コピー2部）

② その他添付書類（原本1部、コピー2部）

・履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）

（個人の場合は開業届の写しまたは事業が行われていることがわかるもの）

・滋賀県税の全税目について滞納がないことの証明書（申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書）

・最近2期分の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）の写し

（個人の場合は、最近2期分の確定申告書の写し）

・会社概要（概要がわかる会社案内、パンフレット等）

※ 提出された書類はお返ししません。

※ 提出された書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行のためのみに利用し、申請者の秘密は保持します。

## 10. 採択決定

事業計画認定申請書の内容を、次の観点から総合的に評価・審査した上で、予算の範囲内で採択事業を決定します。なお、必要に応じて申請者のヒアリング等を実施します。採択の結果は、申請者あてに通知します。

<評価基準>

① 雇用創出の可能性

② 事業の実現性

③ 事業の成長性

※ 審査の途中経過、および審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※ 採択された申請者には、別に定める補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書を提出いただき、補助金交付決定を行います。

※ なお、本事業は、予算の範囲内で採択事業を決定するため、採択されることになった場合においても、提案された金額のすべてに応じられない場合があります。

11. 補助対象予定数（平成28年度）                      11社

12. その他留意事項

本事業の実施にあたっては、事業推進員による指導、助言等を受けていただきます。

(別添様式)

平成 年 月 日

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ  
理事長 田 口 宇一郎 様

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

印

### 新規事業展開トライアル支援事業計画認定申請書

新規事業展開トライアル支援事業について、事業計画の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

#### 記

- 1 履歴事項全部証明書  
(個人の場合は開業届の写しまたは事業が行われていることがわかるもの)
- 2 滋賀県税の全税目について滞納がないことの証明書
- 3 最近2期分の決算関係書類(個人の場合は、最近2期分の確定申告書)の写し
- 4 会社概要

(担当者連絡先)

所 在 地 〒  
所 属 名  
職 ・ 氏 名  
電 話  
F A X  
メ ー ル

## 1 事業を実施する事業所

事業所名				
所在地				
従業員数 (申請日現在)	企業全体	人 (うち正規※	人、非正規	人)
	事業を実施 する事業所	人 (うち正規※	人、非正規	人)
	※正規従業員数には、常勤・フルタイムで雇用期間の定めのない労働契約を締結している従業員（取締役等の役員を除く。）の数を記載してください。			
資本金	円	直近の年度 売上高	円	
事業内容				
産業分類  (該当項目の □を■にして ください。)	<p>「高度モノづくり・環境」分野</p> <p><input type="checkbox"/> 繊維工業</p> <p><input type="checkbox"/> 化学工業</p> <p><input type="checkbox"/> プラスチック製品製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 窯業・土石製品製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 金属製品製造業</p> <p><input type="checkbox"/> はん用機械器具製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 生産用機械器具製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 業務用機械器具製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 電気機械器具製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 輸送用機械器具製造業</p> <p>「食料品」分野</p> <p><input type="checkbox"/> 食料品製造業</p> <p><input type="checkbox"/> 飲料・たばこ・飼料製造業</p>			



## 2 事業対象者となるための要件確認（該当項目の□を■にしてください。）

すべて該当することが必要です。

- 滋賀県内に事業所を有する事業主であること
- 滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクトに参加、または参加を予定している事業主であること
- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 厚生労働省が実施している雇用関係助成金および各省庁が実施している助成金等について、不正受給をしてから3年以内の事業主でないこと
- 労働保険料を滞納している事業主でないこと（事業計画の認定申請を行う年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）
- 事業計画の認定申請を行う日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反をしていない事業主であること
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと
- 滋賀県税の全税目について滞納がないこと
- 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県による実地検査の受け入れに協力する事業主であること

- 申請者もしくはその役員等が次のいずれにも該当しない者であること

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

注意：上記要件に欠落があった場合、当事業の対象とできません。

補助金交付決定後であっても、欠落が判明した場合は、交付決定を取り消すこととなりますので、間違いのないようにご記入ください。



## 4 補助事業の経費配分

(単位：円)

事業区分	経費区分	内 訳 (内容・目的、積算明細)	補助事業に 要する経費 (消費税込み)	補助対象 経 費 (消費税抜き)	備 考
試 作 開 発					
小 計					
販 路 拡 大					
小 計					
合 計					
補 助 金 交 付 希 望 額					

注意 1：経費の内訳欄の積算明細は、単価、数量等を明らかにして記載してください。

注意 2：委託等をする場合には、備考欄に委託先名等を記載してください。

注意 3：補助対象経費の合計が、50万円を超える場合、補助金交付希望額は、上限の500,000（円）と記載してください。（1,000円未満切捨て）